



第178号

(昭和53年2月・3月)

目 次

学 長 告 辞	1
関 係 法 令	2
学 内 規 則	2
富山大学文書処理規則の一部改正	2
富山大学公印管理規則の一部改正	3
富山大学国有財産取扱規則の一部改正	3
富山大学国有財産使用規則の一部改正	4
富山大学教育学部附属学校規則の一部改正	5
富山大学構内交通規制に関する暫定要項の制定	6
諸 会 議	7
人 事 異 動	8
学 内 諸 報	9
教養部長の改選	9
教育学部附属学校(園)長の改選	9
海外渡航者	10
学内レクリエーション	10
R連盟富山地区大会	10
職 員 消 息	10
主 要 日 誌	11

昭和52年度卒業証書授与式学長告辞

昭和五十二年富山大学学部及び短期大学部卒業証書、専攻科修了証書並びに大学院修士学位記授与の式典が本学名誉教授の御臨席と多数御父兄方の御参列のもとにかくも盛大厳粛に行われますことを心から感謝するものでございます。

卒業生、修了生 1,149名の諸君は、向学の念に燃え、大学入試の難関を突破して本学に学ぶこと幾星霜、こゝに蛍雪の功なり、いままさに最高学府の業を了えらる諸君の胸

中さぞかし無量の感深く、御父兄方の喜びも如何ばかりならんと拝察いたすものでございます。

我が国の大学は、明治以来国家の指導者層を養成する場として形成され、しかも開かれた大学として優秀な人材に門戸を開放したことが、日本社会を活力あるものにしたといわれています。これはなお戦後においても、大学はよく社会の要請に応え、経済の発展に対応し教育の進展を促し、高度な知的能力をもった人材を社会のあらゆる部門に供給する役割を果し、高度経済成長をなし遂げたのであります。

しかるに最近の大学進学率の増加により高学歴者の増加が社会的な問題となり、特に学歴と学力とが一致しない現象とともに、“大学とはなにか”が問われるようになったことは真に遺憾なことといわねばなりません。

日本とは反対にアメリカでは“教育の貧困”を全米から追放するため膨大な奨学金制度を立法化する法案が提出され“これでアメリカ全土から経済的理由により大学に進学できないものがいなくなる”とカーター大統領が議会で説明しております。日本もアメリカに負けず、高学歴者層の増加に顔色を変えることなく、むしろ国民全体が生涯のどこかで大学教育に参加し大学全入時代が実現してこそ文化国家日本の成長があると存じます。

しかしながら諸君は、日本社会の批判に謙虚な姿勢で対処し、富山大学で培った円満な人間性、高度な知的能力と敢くことなきバイタリティの実現に向けて努力することが肝要かと存じます。

世界大戦後の先進国は、それぞれ高度経済成長を続けてまいりましたが、戦後30年にして停滞状態に入り、特に日本経済はかつてない困難に突入しています。失業者110万、潜在失業者 200万の危機を如何にして突破するか、加うるに最近の日本民族の変性墮落は末法末世の時代の再現とまで心配されております。

いま諸君に、昔の二宮金次郎のごとく遮二無二 克苦精励せよという勤労哲学は通用しないかもしれませんが、自分のおかれたところに生き甲斐を見出し、働く喜びを实践することは大切なことだと存じます。学問研究、経済の仕事あるいはまた国民に奉仕する公務員の仕事もありましよう。与えられた仕事に創造性と愛情をもって努力するところに明るい日本がつくられるのです。

道は周を救い難し 徳は胡を化せず
という詩がございます。老子のごとき立派な人の道をもつてしても周の滅亡を救うことができなかつた。またその徳をもってしても胡の国を教化できなかつた。国家の危機を救うものは、その国の青年であります。諸君の力によってこそ危急存亡の国家が立き直れると存じます。

釈迦はまた2500年前に“吾の今日あるは、30億年の永い生命の連続と、この永い間天地自然万物の協力があつたれ

ばこそ今日存在しているのである”と申されております。その歴史の重さ、恩の深さを思うとき、一人一人の生命の尊厳となすべき道が自ら判るのであるといわれています。

近代科学では地球上に生命の発現は45億年前といわれています。いづれにしても、単細胞のアメーバーから進化した人間が永い生命の連続と万物の協力を得てこそ今日存在することができたのであります。これを思うとき天地自然の恩に感謝し、祖先や両親、先生、友人に感謝すべきでしょう。恩を感じざるものは人ではありません。恩を感じるものこそ万物を愛することができるのです。仏教では“大慈悲”，キリスト教では“神の愛”わけへだてのない愛情のことかと存じます。美しい青年の真心、愛情を大切にしたいのです。

いづれにしましても日本及び世界は激動の時代です。このとき社会人となる諸君の苦労は並大抵ではありません。日本古来の美德である謙虚、奥床しさをとりもどし、他人の権利を侵すことなく、国際的視野にたつて夫々の分野で頑張っていただきたい。地位や名誉、金にあせることなく、社会の風潮に左右されることなく、自覚と真実をもって生き抜いて欲しいものです。

明治の歌人 与謝野鉄幹が

“立山の雪を仰いで声放つ

この清きもの地の上にあり”と

朝夕雄大な立山を仰ぎながら大学生活を送ってきた諸君は、巖として大地に聳え立つ雄峯のごとく、いかなる逆境、いかなる困難や環境の変化にも動じない不動の精神こそ大切です。いやしくも、いささかの社会的変化や混乱に生きる道を失うことがあってはなりません。絶えざる創造の精神をもち、与えられた仕事に私心を離れて没入するところに生き甲斐を見出し奉仕の精神が生まれ、新しい創造の世界がつくられると存じます。

希くは健康に注意され、新しき21世紀をめざす先駆的役割を指向して日常の生活に精進されんことをお願いして学長告辞といたします。

昭和53年3月20日

富山大学長 林 勝次

関係法令

(官報掲
載月日)

法律

- 日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律(14) 3・31

政令

- 教育職員免許法施行令の一部を改正する政令(28) 3・3
- 学校保健法施行令の一部を改正する政令(73) 3・31
- 日本学校安全会法施行令の一部を改正する政令(74) 3・31

省令

- 学位規則の一部を改正する省令(文部3) 3・1
- 学校基本調査規則の一部を改正する省令(同4) 3・23

規則

- 特殊勤務手当の一部を改正する規則(人事院9-30) 2・9
- 採用試験の一部を改正する規則(同8-18) 3・8
- 特勤勤務手当等の一部を改正する規則(同9-55) 3・20
- 職員の災害補償の一部を改正する規則(同16-0) 3・25
- 災害を受けた職員の福祉施設の一部を改正する規則(同16-3) 3・25
- 補償及び福祉施設の実施の一部を改正する規則(同16-4) 3・25
- 管理職員等の範囲の一部を改正する規則(同17-0) 3・25
- 非常勤職員の給与の一部を改正する規則(同9-1) 3・30
- 俸給の特別調整額の一部を改正する規則(同9-17) 3・30

学内規則

富山大学文書処理規則の一部改正

富山大学文書処理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和53年3月31日

富山大学長 林 勝次

富山大学文書処理規則の一部を改正する規則

富山大学文書処理規則（昭和24年12月2日制定）の一部を次のように改正する。

この規則中「主務分課」を「主務係」に、「名宛人」を「名あて人」に、「校合」を「照合」に、「取り扱い」を「取扱い」に、「付属書類」を「附属書類」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（発送文書の日付）

第10条の2 発送文書の日付は、決裁の月日とする。ただし、特別の事情がある場合は、発送文書の日付を決裁の月日と異にすることができる。

第26条を削り、第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

（文書の完結）

第24条 文書は、当該文書の案件の処理の終わったときをもって完結するものとする。

2 完結の日の記入は、起案係の係長が行うものとする。

別表中「薬学部総務係（庶務関係）」を「薬学部庶務関係」に、「薬学部総務係（会計関係）」を「薬学部経理関係」に、「薬学部学務係」を「薬学部学務関係」に改める。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

富山大学公印管理規則の一部改正

富山大学公印管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和53年3月31日

富山大学長 林 勝次

富山大学公印管理規則の一部を改正する規則

富山大学公印管理規則（昭和48年3月13日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1 庁印中

「 薬学部 富山大学薬学部の印	28	事務長 庶務係長	
---------------------	----	------------	--

を

「 薬学部 富山大学薬学部の印	28	事務長 事務長	
---------------------	----	-----------	--

に改める。

別表第2 官職印中

「 薬学部	富山大学薬学部長の印	30	事務長 庶務係長	
	富山大学薬学部事務長の印	20	” ”	
	富山大学大学院薬学研究科長の印	23	” ”	

を

「 薬学部	富山大学薬学部長の印	30	事務長 事務長	
	富山大学薬学部事務長の印	20	” ”	
	富山大学大学院薬学研究科長の印	23	” ”	

に改める。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日より施行する。

富山大学国有財産取扱規則の一部改正

富山大学国有財産取扱規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和53年3月31日

富山大学長 林 勝次

富山大学国有財産取扱規則の一部を改正する規則

富山大学国有財産取扱規則（昭和33年3月7日制定）の一部を次のように改正する。

この規則中「樋」を「とい」に、「毀損」を「き損」に改める。

第2条第1項中「及び附属図書館」を「附属図書館、保健管理センター及び経営短期大学部」に、同条第2項中「各部局長」を「各部局長（経営短期大学部にあつては主事）」に改める。

第18条及び第19条中「部局長は」を削る。

第15条から第19条まで、及び第21条中「部局において」を「部局長は」に改める。

第15条及び第16条中「又は立木竹」を、「立木竹又は船舶」に改める。

第2章中「第3節 移築、改築又は移転」を「第3節 移築及び改築」に、「第4節 所管換又は所属替を受ける場合」を「第4節 所管換及び所属替」に、「第5節 用途変更又は用途廃止」を「第5節 用途変更及び用途廃止」に改める。

第17条に次の見出しを加える。

（移築及び改築）

第17条第1項中「移築改築又は移転」を「移築又は改築」に、同条第2項中「移築又は移転並びに」を「移設又は」に改める。

第18条見出し中「又は所属替を受ける場合」を「及び所属替」に、同条中「又は所属替を受ける」を「又は所属替」に改める。

第19条に次の見出しを加える。

（用途変更及び用途廃止）

第22条中「直ちに」の次に「文部省所管会計経理事務取扱通則（昭和38年4月30日文部省訓令）第11条第3号及び」を加える。

第24条中「事務局」を「経理部」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、保健管理センターについては、当分の間、学生部長が事務の補助執行にあたるものとする。

富山大学国有財産使用規則の一部改正

富山大学国有財産使用規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和53年3月31日

富山大学長 林 勝次

富山大学国有財産使用規則の一部を改正する規則

富山大学国有財産使用規則（昭和33年9月12日制定）の一部を次のように改正する。

この規則中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「如何なる」を「いかなる」に、「もとづく」を「基づく」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「およびす」を「及びす」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第1条中「国の庁舎等を使用又は収益させる場合の取扱の基準」を「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準（昭和33年2月14日会計参事官通知国会第6号。以下「取扱基準」という。）」に改める。

第5条中「別紙第2号または第3号様式の使用許可書」を「次の各号に掲げる国有財産使用許可書」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 一時的に使用させるときは、別紙第2号様式の国有財産使用許可書
- (2) 比較的長期にわたり使用させるときは、取扱基準別添1に基づく国有財産使用許可書

第6条第1項を次のように改める。

第6条 使用料は、使用する前日までに、日本銀行その他指定する納付場所又はその所属する収入官吏に納入しなければならない。

第8条中「よく守り係員の指示」を「厳守し、係員に対して使用許可書及び使用料の領収証の提示を行うと共に、その指示」に改める。

別紙第3号様式を削る。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

富山大学教育学部附属学校規則の一部改正

富山大学教育学部附属学校規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和53年3月31日

富山大学長 林 勝次

富山大学教育学部附属学校規則の一部を改正する規則

富山大学教育学部附属学校規則（昭和41年1月17日制定）の一部を次のように改正する。

第8条中

養護学校	小学部	3	8名	8名	24名	
	中学部	3	8名	8名	24名	
	高等部	1	10名	10名	10名	
幼稚園	普通学級	2年保育	2	35名	35名	70名
		3年保育	1	20名	20名	20名

を

養護学校	小学部	3	8名	8名	24名	
	中学部	3	8名	8名	24名	
	高等部	2	10名	10名	20名	
幼稚園	普通学級	2年保育	3	35名	70名	105名
		3年保育	1	20名	20名	20名

に改める。

第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

(部主事)

第14条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第73条の5の規定に基づき、養護学校の小学部、中学部及び高等部に、それぞれ主事（以下「部主事」という。）を置きその部に属する教諭をもって充てる。

2 部主事は、校長の監督を受け、その部に関する校務を掌る。

(主任等)

第15条 国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）の第26条の2の規定に基づき、各校に主任等を置く。

2 前項の主任等に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

富山大学構内交通規制に関する暫定要項の制定

富山大学構内交通規制に関する暫定要項を次のとおり制定する。

昭和53年2月17日

富山大学長 林 勝次

富山大学構内交通規制に関する暫定要項

(目的)

第1条 この要項は、富山大学五福地区（以下「本学」という。）構内における車両（自動車、自動二輪車、原動機付自転車等をいう。以下同じ。）の交通に関し、暫定的規制を行い、構内における歩行者の安全と教育研究のための環境保全を図ることを目的とする。

(入構資格)

第2条 本学に入構できる車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 本学の教育研究及び事務に必要な車両
 - (2) 職員の通勤及び学生の通学上必要な車両
 - (3) 本学に用務をもって来学する車両（以下「外来車」という。）
 - (4) その他本学が特に必要と認める車両
- 2 本学に用務のない車両は、構内を通過し、又は駐車することができない。

(運行規制)

第3条 本学構内で車両を運行する者は、定められた交通方法と交通道徳を守り、歩行者の安全と騒音防止に努めなければならない。

- 2 本学構内を運行する車両の最高速度は、20キロメートル毎時とする。
- 3 本学構内に区間及び時間等を定め、標識により一方通行、進入禁止及び駐車禁止の措置をとることができる。
- 4 車両は、入構地点から最短経路を通り駐車場へ行くものとし、構内の移動には図書・物品等の運搬を除いて、原則として用いない。

(駐車登録)

第4条 本学構内に駐車しようとする者は、あらかじめ駐車許可申請書を部局の長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない臨時の駐車を除く。

- 2 前項本文の規定による申請を受理した部局の長は、別に定めるところにより、許可証を交付する。
- 3 前項の規定による許可証を交付された者は、車両の指定された箇所に表示しなければならない。

(駐車禁止区域等)

第5条 本学正門から中央図書館に至るまでのメインストリート（中央通行帯及び両側歩道）には、駐停車することができない。

- 2 各部局の玄関前は、公用車、外来車及び図書・物品等の運搬のため、やむを得ず運行が必要な車両に限り、一時駐車することができる。
- 3 消火栓、消防用防火水槽及び水道用バルブボックスから5メートルの範囲内に駐車することができない。

(駐車場等)

第6条 構内に駐車場等を設置し、別に定める方法により使用させる。

(駐車規制)

第7条 第4条の規定により駐車を許可された車両は、所定の駐車場以外に駐車してはならない。ただし、所定の駐車場が満車のときは、第5条に規定する駐車禁止区域以外の場所に駐車することができる。

- 2 自動二輪車及び原動機付自転車は、専用駐車場以外で駐車してはならない。
- 3 自転車は、定められた自転車置場に置くようにしなければならない。

(冬期積雪等特別対策)

第8条 冬期の積雪時並びに本学の行事等のため、期間を定めて第2条乃至第7条の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。

(交通指導員)

第9条 部局の長は、駐車規制等の対策を円滑に実施するため、当該部局に所属する職員のうちから交通指導員を若干名委嘱し、交通対策に関する必要な措置を講じなければならない。

(違反規則)

第10条 警務員は、違反者に対して口頭の注意、注意書の貼付等、必要な措置をとるものとする。

(緊急自動車等の特例)

第11条 この要項は、緊急自動車等については適用しないものとする。

(改正の手続)

第12条 この要項を改正しようとするときは、富山大学構内交通対策委員会(以下「委員会」という。)の議を経るものとする。

(疑義の決定)

第13条 この要項について疑義のあるときは、委員会がこれを決定する。

(細目)

第14条 この要項の実施のため、必要な手続等は、委員会の議を経て、別に定めるものとする。

(事務)

第15条 この要項の実施に関する事務は、経理部主計課において行う。

附 則

この要項は、昭和53年4月1日から実施する。ただし、第4条、第9条及び第10条の規定については、当分の間、この適用から除外する。

諸 会 議

昭和52年度第12回評議会(2月17日)

(報告事項)

- (1) 昭和53年度富山大学大学院工学研究科(修士課程)第2次入学試験合格者の判定について
- (2) 昭和53年度富山大学大学院理学研究科(修士課程)学生募集要項について

(審議事項)

- (1) 富山大学部局長会議についての申合せについて
- (2) 富山大学構内交通規制に関する暫定要項の制定について
- (3) 富山大学文理学部長選考の特例に関する申合せ事項について
- (4) 教官人事について
- (5) 教養部長候補者の選考について
- (6) 教養部五項目について
- (7) 昭和53年度富山大学文学専攻科、経済学専攻科入学者選抜試験合格者の判定について
- (8) 富山大学経済学専攻科の修了認定について

昭和52年度第13回評議会(3月10日)

(報告事項)

- (1) 昭和52年度富山大学大学院薬学研究科及び工学研究

科(修士課程)修了者の認定について

- (2) 工学部移転問題について
- (3) 学生の懲戒について

(審議事項)

- (1) 富山大学学則の一部改正について
- (2) 富山大学大学院学則の一部改正について
- (3) 富山大学学位規則の一部改正について
- (4) 富山大学大学院理学研究科規則の制定について
- (5) 富山大学大学院理学研究科委員会規則の制定について
- (6) 教官人事について
- (7) 昭和52年度卒業及び修了者の認定について
- (8) 昭和53年度富山大学教育専攻科入学者選抜試験合格者の判定について
- (9) 入学試験の実施について
- (10) 富山大学薬学部選出の評議員に関する申合せ事項について
- (11) 教養部五項目について

昭和52年度第14回評議会(3月31日)

(審議事項)

- (1) 昭和53年度富山大学入学者選抜試験合格者の判定について
- (2) 昭和52年度卒業の認定について
- (3) 教官人事について

(4) 富山大学教育学部附属学校規則の一部改正について
 (5) 富山大学各委員会等規則の特例に関する申合せ事項

について
 (6) 教養部五項目について

人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	発令前の所属官職	異 動 内 容	発 令 者
採用	53. 2. 1	田 中 克 志		助手(経済学部)	富山大学長
	"	御 影 雅 幸		" (和漢薬研究所)	"
	"	相 澤 貴美子		事務補佐員(人文学部・理学部)	"
	53. 2. 16	小 島 覺		教授(教養部)	文 部 大 臣
臨時的任用	53. 2. 22	中 村 明 子	教諭(教育学部附属養護学校)	期間の更新(期間53.2.22~53.2.23)	富山大学長
昇任	53. 2. 1	大 谷 明 夫	助教授(経済学部)	教授(経済学部)	文 部 大 臣
	"	武 暢 夫	" (")	" (")	"
	"	吉 原 節 夫	" (")	" (")	"
	"	鈴 木 正 昭	講師(理学部)	助教授(理学部)	"
	"	渡 邊 義 之	助手(")	" (")	"
	"	井 上 弘	講師(")	" (")	"
	"	横 山 正 弘	教養部会計係会計主任	富山工業高等専門学校会計課出納係長	富山工業高等専門学校長
	53. 3. 1	小 郷 直 言	助手(経済学部)	講師(経済学部)	富山大学長
転任	53. 2. 1	奥 田 眞 一	富山工業高等専門学校総務係長	経理部経理課給与係長	富山大学長
配置換	53. 2. 1	結 城 進	工学部会計係長	経理部主計課司計係長	富山大学長
	"	山 岸 長 幸	経理部経理課給与係長	経理部経理課出納係長	"
	"	中 林 邦 夫	経理部経理課出納係長	工学部会計係長	"
併任	53. 2. 1	鈴 木 正 昭	講師(理学部)	講師(文理学部)併任解除	富山大学長
	"	渡 邊 義 之	助手(")	助手(") "	"
	"	井 上 弘	講師(")	講師(") "	"
	"	鈴 木 正 昭	助教授(")	助教授(")	文 部 大 臣
	"	渡 邊 義 之	" (")	" (")	"
	"	井 上 弘	" (")	" (")	"
	"	53. 2. 20	小 森 典	教授(教養部)	附属図書館長(期間53.2.20~55.2.19)
"	"	小 森 典	" (")	評議員(")	"
公の名称	53. 2. 1	高 木 行 則	経理部主計課課長補佐	経理部主計課司計係長事務取扱免	文 部 大 臣
	53. 2. 21	高 木 行 則	"	教養部会計係長事務代理	富山大学長
	53. 3. 1	大 野 説 子	事務補佐員(工学部)	辞職	富山大学長

辞職	53. 3. 31	原 田 良 雄	助教授(教養部)	辞職	文 部 大 臣
	"	菊 川 貞 己	" (経営短期大学部)	"	"
	"	野 崎 公 明	教諭(教育学部附属小学校)	"	富山大学長
	"	西 田 良 正	" (教育学部附属養護学校)	"	"
	"	毛 利 みち代	" (")	"	"
	"	池 上 美和子	" (")	"	"
退職	53. 2. 11	大 野 恵 子	事務補佐員(教養部)	53. 2. 10限り退職	富山大学長
	53. 3. 1	中 條 正 健	技術補佐員(経理部主計課)	53. 2. 28 "	"
	"	能 島 雅 良	" (")	" "	"
	"	稲 場 豊	" (")	" "	"
	53. 3. 31	田 盛 一 枝	臨時用務員(教育学部)	53. 3. 30 "	"
	"	高 越 洋 子	事務補佐員(工学部)	" "	"
	"	稲 垣 敦 子	" (")	" "	"
	"	井 川 達 朗	" (附属図書館)	" "	"

学 内 諸 報

教養部長の改選

杉本新平教養部長の任期が、昭和53年3月31日に満了するため、教養部教授会は2月15日次期部長候補者の選挙を実施した。その結果、杉本現部長が再選され、2月17日評議会の議を経て教養部長候補者に決定された。

杉本教授は、昭和21年9月京都帝国大学文学部哲学科を卒業、同21年11月金沢工業専門学校講師、同23年5月富山薬学専門学校講師、同26年3月富山大学文理学部講師、同32年4月助教授、同42年4月教養部に配置換、同43年1月教授(教養部)に昇任し今日に至っている。

この間附属図書館長、評議員、教養部長(2期)を勤めた。

専門は倫理学、富山県出身

教育学部附属学校(園)長の改選

教育学部附属小学校長、同附属中学校長、同附属養護学校長及び同附属幼稚園長の任期が、昭和53年3月31日で満了することに伴い、去る2月22日次期学校長候補者の選挙が行われた結果、附属小学校長に増田欣教授、附属中学校長に小沢慎一郎教授(再選)、附属養護学校長に頭川徹治教授(再選)、附属幼稚園長に大澤欽治教授がそれぞれ選

出された。

増田教授は、昭和29年3月広島大学文学部卒業、同34年3月同大学大学院文学研究科博士課程修了、広島大学附属高校教諭を経て同41年4月富山大学教育学部助教授、同46年4月同教授となり現在に至っている。その間同48年6月から2年間富山大学評議員を併任。

専門は国文学、文学博士、兵庫県出身

小沢教授は、昭和15年3月東京音楽学校卒業、富山師範学校教諭などをを経て同26年3月富山大学教育学部助教授、同47年4月同教授となり現在に至っている。

専門は音楽科教育、富山県出身

頭川教授は、昭和10年3月日本体育会体操学校高等科卒業、高岡高等商業学校助教授などをを経て同26年3月富山大学教育学部助教授、同40年7月同教授となり現在に至っている。

専門は体育実技、富山県出身

大澤教授は、昭和18年9月東京音楽学校卒業、富山第二高等女学校教諭などをを経て同26年3月富山大学教育学部講師、同37年7月同助教授、同52年4月同教授となり現在に至っている。

専門は器楽、富山県出身

海外渡航者

氏名	所属	官職	渡航の種類	渡航先国	目的	期間
竹口 紀晃	薬学部	助教授	外国出張	アメリカ合衆国, カナダ	胃粘膜によるHCl分泌機構に関する研究	53. 2. 3 } 54. 2. 1
小黑 千足	理学部	教授	海外研修旅行	オーストラリア	第3回国際棘皮動物大会(シドニー1978)に出席・講演	53. 3. 11 } 53. 3. 21
加川 幸雄	工学部	教授	海外研修旅行	オーストラリア, ニュージーランド	レバーハルム客員研究員として電気音響学関係の研究に従事及び超音波の有限要素法解析についての調査研究	53. 3. 13 } 53. 7. 31
吉原 節夫	経済学部	教授	外国出張	アメリカ合衆国	アメリカにおける請負契約	53. 3. 26 } 54. 3. 25

学内レクリエーション

▶囲碁大会

実施月日 2月18日(土) 13時

場 所 職員ホール

成 績

Aクラス

優勝 白野 明二段(経営短期大学部)

次勝 浦田 隆志二段(庶務部)

三位 狐塚 寛六段(薬学部)

Bクラス

優勝 土肥 隆三2級(学生部)

次勝 小西 照泰初段(教育学部)

三位 松山 政夫3級(理学部)

Cクラス

優勝 五百崎喜明4級(庶務部)

次勝 岩城 広光4級(人文学部・理学部)

三位 日南田善郎4級(学生部)

▶卓球大会

実施月日 2月25日(土) 13時

場 所 第二体育館

成 績 優勝 工学部Aチーム

次勝 工学部Bチーム

三位 本部チーム, 経済・図書・短大チーム

▶将棋大会

実施月日 3月11日(土) 13時

場 所 工学部記念会館

成 績

A 級

優勝 能手 哲治(工学部)

次勝 廣田 實()

三位 高辻大四郎(附属図書館)

B 級

優勝 藤岡 和典(工学部)

次勝 松永 良成(経理部)

三位 御福 隆(工学部)

C 級

優勝 黒田 芳雄(経済学部)

次勝 山本 幸作(工学部)

三位 内免 俊孝(経済学部)

R連盟富山地区大会

▶囲碁大会

実施月日 2月25日(土) 13時

場 所 高志会館

成 績 本学関係入賞なし

職 員 消 息

<新任者>

事務局

経 理 課 奥田 眞一
給 与 係 長

人文学部・理学部

事務補佐員 相澤貴美子

経済学部

助 手 田中 克志

教養部

教授 小島 覺

和漢薬研究所

助手 御影 雅幸

<改姓>

事務局

事務補佐員 花田 博子 (旧姓 岡田)

工学部

事務補佐員 佐野美恵子 (旧姓 柳瀬)

<住所変更>

事務局

事務補佐員 花田 博子

人文学部・理学部

文部事務官 三井 進

理学部

助手 森 克徳

〃 野口 宗憲

薬学部

文部技官 林 和子

工学部

教授 四谷 平治

助手 佐々木基文

〃 山口 信吉

〃 諸橋 昭一

文部事務官 清水良太郎

技能補佐員 荒井美智代

事務補佐員 佐野美恵子

<住居表示変更>

教育学部

助教授 白川 郁子

主要日誌

本 部

2月9日 第9回富山大学構内交通対策委員会

17日 第3回大学院委員会

第12回評議会

18日 昭和52年度学内囲碁大会

21日 昭和53年度文部省所管指定統計調査説明会 (於 名古屋大学)

22日 昭和52年度定期健康診断

23日 国大協理事会 (於 国大協会議室)

23~24日 臨時東海北陸地区国立大学事務局長会議 (於 金沢大学)

24日 昭和52年度第5回入学試験管理委員会

週休二日制の再試行に関する説明会 (於 科学博物館)

25日 昭和52年度学内卓球大会

27日 第6回事務協議会

3月2~4日 中部地区任用業務研究会 (於 名古屋)

9~10日 第20回北陸4大学施設担当者協議会 (於 富山医科薬科大学)

10日 第4回大学院委員会

第13回評議会

11日 昭和52年度学内将棋大会

13日 昭和52年度第5回富山大学施設整備委員会

第6回公務員宿舎委員会

富山大学体育館運営委員会

16日 第10回富山大学構内交通対策委員会

20日 昭和52年度富山大学卒業式

第7回事務協議会

22日 連合会加入共済組合員の動態統計調査説明会

(於 金沢共済会館)

23~25日 昭和53年度富山大学入学者選抜試験

31日 第14回評議会

文 理 学 部

2月1日 文学専攻科入学試験

18日 後学期授業終了

20日 文学専攻科合格発表

3月8日 教育実習委員会

教授会

人 文 学 部

2月1日 人事教授会

8日 教授会

人事教授会

22日 カリキュラム委員会

3月9日 教授会

人事教授会

17日 入学試験打合せ会

真率会送別会

31日 教授会

教育学部

- 2月4日 附属小学校新入学児抽選及び合格発表
附属養護学校新入学児抽選及び合格発表
- 5日 附属中学校入学試験
- 8日 教授会
人事教授会
附属幼稚園新入園児抽選及び合格発表
- 9日 附属中学校新入学生抽選及び合格発表
- 11～12日 昭和53年度厚生補導特別企画教員養成課程
学生合宿研修(スキー実習)(於 極楽坂スキー場)
- 14日 学部図書委員会
- 18日 後学期授業終了
- 22日 教授会
附属学校(園)長候補者選挙
教務委員会
- 24日 日本教育大学協会附属学校委員会(於 東京学
芸大学)
- 25日 教育専攻科入学者選抜試験
- 3月1日 教務・補導合同委員会
教授会
人事教授会
- 5～12日 スキー実習(於 志賀高原発哺温泉)
- 6日 教育専攻科入学者合格発表
- 8日 教務委員会
教務・補導合同委員会
教授会
- 13日 体育館運営委員会
- 14日 附属学校運営委員会
- 15日 予算委員会
附属幼稚園卒業式
附属養護学校卒業式
- 16日 附属小学校卒業式
- 17日 附属中学校卒業式
附属幼稚園終業式
- 22日 人事教授会
附属小学校終業式
附属中学校終業式
附属養護学校終業式
- 31日 教務・補導合同委員会

教授会

経済学部

- 2月6日 昭和53年度経済学専攻科入学試験
同選考委員会
- 8日 第16回教務委員会
第4回和解案検討委員会
第17回人事教授会
第14回教授会
- 9日 第18回人事教授会
- 10日 第19回人事教授会
第3回財務委員会
- 15日 第17回教務委員会
第15回教授会
第20回人事教授会
- 17日 第18回教務委員会(持ち廻り)
- 20日 後学期授業終了
第4回日本海経済研究所運営委員会
- 22日 第21回人事教授会
- 3月4日 コンピューター機種選定委員会
- 8日 第22回人事教授会
第19回教務委員会
第16回教授会
第4回学部将来構想検討委員会
- 17日 第5回学部将来構想検討委員会
第17回教授会
第23回人事教授会
- 20日 卒業祝賀会(於 富山商工会議所10階ホール)
- 22日 第18回教授会
- 31日 第21回教務委員会
第19回教授会

理学部

- 2月2日 大学院理学研究科創設準備委員会
- 16日 教授会
人事教授会
- 3月7日 大学院理学研究科創設準備委員会
- 9日 教授会
人事教授会
- 15日 施設委員会
- 17日 入学試験打合せ会
- 31日 教授会

薬学部

- 2月3日 予算委員会
 6日 薬草園委員会
 7日 予算委員会
 教務委員会
 8日 教授会
 27日 補導委員会
 3月1日 アイソトープ委員会
 7日 教務委員会
 8日 予算委員会
 教授会
 薬学研究科委員会
 14日 人事教授会
 薬学研究科委員会
 15日 合同教官会議
 15日 教授会
 29日 合同教官会議
 教授会
 人事教授会

工学部

- 2月6日 事務連絡会議
 7～8日 大学院工学研究科（第二次）入学試験
 8日 消防査察
 14日 教務委員会
 15日 教授会
 専任教授会
 工学研究科委員会
 17日 大学院工学研究科（第二次）合格者発表
 20日 事務連絡会議
 22～28日 工学研究科学位論文発表
 28日 後学期授業終了
 3月6日 事務連絡会議
 7日 学部補導委員会
 8日 教授会
 専任教授会
 工学研究科委員会
 13日 X線回折装置機種選定委員会
 予餞会
 17日 昭和53年度入試説明会
 31日 教授会

教養部

- 2月1日 教務委員会
 予算委員会
 教養部長候補者選挙管理委員会
 8日 教授会
 15日 教養部長候補者選挙
 教授会
 20日 紀要委員会
 3月1日 教務委員会
 補導委員会
 6日 教授のみの教授会
 教授会

和漢薬研究所

- 2月6日 薬草園委員会
 14日 第19回教授会
 28日 第20回教授会
 3月8日 薬学研究科委員会
 14日 教授懇談会
 第21回教授会
 薬学研究科委員会
 17日 人事教授会
 18日 人事教授会
 30日 人事教授会
 第22回教授会

附属図書館

- 2月2日 服務関係事務調査
 4日 商議会
 3月16日 商議会
 25日 事務打合せ会
 27日 富山県図書館協会大学・高専部会研究集会（於
 富山大学附属図書館）

経営短期大学部

- 2月6日 第17回教授会
 13～21日 昭和53年度入学願書受付
 17日 学生と教職員懇談会
 27日 推薦入学者選考試験

28日 第18回教授会
3月2日 第4回入試委員会
7日 編入学者選抜試験
8日 教授会(第19回)
12日 昭和53年度入学者選抜試験
16日 教授会(第20回)
入学者合格発表

編集 富山大学庶務部庶務課
富山市五福3190
印刷所 第一共同印刷株式会社
富山市太郎丸1220-2
電話 ㊦ 0196代